

瀬戸旭看護専門学校組合告示第9号

瀬戸旭看護専門学校組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年瀬戸旭看護専門学校組合条例第1号）第5条の定めるところにより、令和3年度における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

令和4年12月15日

瀬戸旭看護専門学校組合
管理者 瀬戸市長 伊藤 保徳

1 職員の任免及び職員数に関する状況 (単位：人)

職 種	R3. 4. 1 現在	減少	増加	R4. 4. 1 現在
一般事務・教育職	22		0	22
フルタイム会計 年度任用職員	1		0	1
合 計	23		0	23

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

3年度決算	報酬	600,900円
	給料	103,672,500円
	職員手当等	63,110,058円
	共済費	33,767,575円
	合計	201,151,033円

(2) 期末・勤勉手当の状況（令和3年4月1日現在）

	期末手当	勤勉手当
6月期	1. 275月分	0. 950月分
12月期	1. 275月分	0. 950月分
計	2. 55月分	1. 90月分

(3) 特殊勤務手当の状況（令和3年4月1日現在）

特殊勤務手当の種類	支給額
緊急呼出手当	1回 500円

(4) その他諸手当一覧（令和3年4月1日現在）

手当の名称	内 容	
扶養手当	配偶者	6,500 円
	子	10,000 円
	父母等	6,500 円
	扶養親族の子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子	5,000 円加算
地域手当	給料、管理職手当、扶養手当の合計額の6%	
住居手当	借家居住者	家賃16,000 円以下 支給しない
		家賃27,000 円以下 家賃－16,000 円
		家賃27,000 円を超え、61,000 円未満 ((家賃－27,000 円) / 2) + 11,000 円
		最高支給限度額 28,000 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上の場合	交通機関利用者 1ヶ月あたりの運賃相当額55,000 円以下 6ヶ月定期相当額を半年毎に支給 1ヶ月あたりの運賃相当額55,000 円以上 支給限度額 支給単位期間(1ヶ月): 55,000 円
		交通機関利用者以外 通勤距離に応じて毎月支給 (最高支給限度額 24,900 円)
時間外勤務手当	正規の勤務時間外に勤務した場合 時間単価の125%～175%の割増単価で支給	
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	校長: 97,000 円 事務長: 97,000 円 教務主任: 61,000 円 実習調整者: 46,000 円 専門員: 46,000 円

(5) 特別職の報酬

管理者	年額78,300 円
副管理者	年額78,300 円
議長	年額45,000 円
副議長	年額45,000 円
議員	年額45,000 円

参与 年額 78,300 円
 監査委員（識見を有する者） 年額 78,300 円
 監査委員（議会の議員） 日額 2,800 円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（標準的なもの）

開始時間 8 時 30 分 終了時間 17 時 15 分
 休憩時間 12 時～13 時 1 週間の勤務時間 38 時間 45 分

(2) 年次有給休暇

1 年につき 20 日付与

(3) 特別休暇

事 由	休暇期間
職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって管理者が定めるものにおける活動 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動 エ その他管理者が認める活動	一の年において 5 日の範囲内の期間

職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹で、負傷又は疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき	一の年において１０日の範囲内の期間（１日又は１時間単位）
職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に応じ連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあって、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後管理者の定める年数内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	１日の範囲内の期間
職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の７月から９月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除く５日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	７日の範囲内の期間
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
１０月１日において勤続１５年、勤続２５年及び勤続３５年に達した職員で、その日から起算して１年以内の期間に旅行等により心身のリフレッシュを図る場合	勤続１５年は週休日、休日及び代休日を除く２日の範囲内の期間、勤続２５年及び３５年は週休日、休日及び代休日を除く３日の範囲内の期間

（４）その他の休暇制度

休暇の種類	制度の概要
病気休暇	負傷又は疾病のため療養することが必要な場合
介護休暇	職員が、配偶者、父、母、子、配偶者の父母その他の親族で負傷、疾病又は老齢により２週間以上にわたり日常生活に支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合

(5) 職員の休業の状況

(単位：人)

3年度に新たに取得可能となった職員			前年度からの継続者	
育児休業 対象者数	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数
0	0	0	0	0

4 職員の分限及び懲戒処分状況

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 分限処分者 (令和3年度) | なし |
| (2) 懲戒処分者 (令和3年度) | なし |

5 職員のサービスの状況

営利企業等従事許可申請の状況（令和３年度） 0件

6 職員の研修の実施状況

- (1) 職員研修の実施状況（令和3年度）
- | | |
|----------|-----|
| 各種看護教員研修 | 20名 |
|----------|-----|

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

- | | | |
|-----|----------------------|----|
| (1) | 公務労働災害の発生状況（令和3年度） | なし |
| (2) | 職員からの措置要求の状況（令和3年度） | なし |
| (3) | 職員からの不服申立ての状況（令和3年度） | なし |

8 職員の人事評価の状況

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| (1) 回数（令和３年度） | １回／年 |
| (2) 評定対象（令和３年度） | 全職員 |
| (3) 評定した内容（令和３年度） | 人事考課制度・業務改善
（業績・能力・態度） |

9 職員の退職管理の状況

- (1) 条例に基づく再就職の届け出（令和3年度） なし